

陸上自衛隊大津駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	滋賀県大津市	際川一丁目一番一号
対象防衛関係施設 の区域	滋賀県大津市	際川一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	滋賀県大津市	あかね町、鏡が浜、唐崎一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、勧学一丁目及び二丁目、際川一丁目から四丁目まで、桜野町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、滋賀里一丁目、二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、神宮町（次の図面に示す部分に限る。）、高砂町（次の図面に示す部分に限る。）、茶が崎（次の図面に示す部分に限る。）、錦織二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、二本松、蓮池町、松山町、見世一丁目及び二丁目、南志賀一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、柳が崎並びに柳川一丁目及び二丁目
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ湖岸線により囲まれた水域	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 北緯三十五度二分四十九秒、東経百三十五度五十二分二十九秒の点</li> <li>二 北緯三十五度二分四十五秒、東経百三十五度五十二分三十六秒の点</li> <li>三 北緯三十五度二分十三秒、東経百三十五度五十二分五十六秒の点</li> <li>四 北緯三十五度一分三十七秒、東経百三十五度五十二分四十秒の点</li> <li>五 北緯三十五度一分二十四秒、東経百三十五度五十二分五秒の点</li> <li>六 北緯三十五度一分二十六秒、東経百三十五度五十一分五十秒の点</li> </ul>
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</li> <li>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺</li> </ul>		

地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

